平成２８年（フ）第４５３号
相模原市緑区中野233番地　グランドール中野201
債務者　酒井由紀子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４５５号
相模原市中央区富士見５丁目21番21号　インベストメントＢ２
債務者　西川　辰男
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８１号
群馬県伊勢崎市堀口町229番地３　ヨコザワヒルズ10―102
債務者　平井　雅樹
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９１号
群馬県伊勢崎市安堀町1887番地６　カサ・ベルデＡ201
債務者　池田　　豊
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９７号
群馬県前橋市二之宮町1186番地４
債務者　佐藤　由香
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３０５号
群馬県前橋市三河町２丁目17番14―215号　エムズワン
債務者　**柳**澤　玲子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３９６号
静岡県伊東市湯川572番地の12　サンハトヤ寮内、前住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本981番地　ホテル開春楼寮
債務者　並木由起子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３４３号
愛知県岡崎市欠町字三田田北通13―１　三田介護老人保健施設、住民票上の住所愛知県岡崎市矢作町字**竊**樹15番地３　パレス名豊Ｂ―102
債務者　中村　五男
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４４０８号
大阪府八尾市曙川東４丁目20番地森口マンション205号、前住所大阪府八尾市天王寺屋２丁目89番地の９
債務者　永田　眞啓
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４４２号
大阪府寝屋川市若葉町12番３号
債務者　増井　真弓
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４９７号
大阪市住吉区遠里小野６丁目７番22―501号
債務者　樋富　　郁
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５１０号
大阪市生野区舎利寺２丁目10番８号
債務者　堤　　信心
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５３３号
大阪府東大阪市新庄１丁目２番22号　ヴェスタｉｎ盾津203
債務者　中野亜理沙
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５６１号
大阪市西区九条南２丁目２番14号　４Ｂ
債務者　西山　智史
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９３１号
大阪市西淀川区福町２丁目２番28号　ピュアライフ福田106号室
債務者　杉本チョナこと　ＳＵＧＩＭＯＴＯ　ＣＨＯＮＡ　ＰＡＲＥＮＡＳ
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０１６号
大阪府守口市日吉町１丁目５番５―203号、前住所大阪府守口市東光町２丁目11番10号
債務者　寺田抽喜生
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０５５号
大阪市旭区中宮５丁目１番１―603号
債務者　福島　清子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部